

平成29年 第1回

士幌町議会定例会議案

平成29年3月7日

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
議案第1号	平成28年度士幌町一般会計補正予算
議案第2号	平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第3号	平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第4号	平成28年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第5号	平成28年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第6号	平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第7号	平成28年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算
議案第8号	平成28年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
議案第9号	士幌町農業共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第10号	士幌町児童館条例を廃止する条例案
議案第11号	士幌町小規模企業振興基本条例案
議案第12号	士幌町町税条例等の一部を改正する条例案
議案第13号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第14号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第15号	士幌町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例案
議案第16号	士幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第17号	士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第18号	士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第19号	士幌町情報公開条例の一部を改正する条例案
議案第20号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第21号	士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案
議案第22号	士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第23号	士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第24号	士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案
議案第25号	士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案第26号	へき地保育所条例の一部を改正する条例案
議案第27号	人権擁護委員の推薦について
議案第28号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第29号	平成29年度士幌町一般会計予算
議案第30号	平成29年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第31号	平成29年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第32号	平成29年度士幌町介護保険事業特別会計予算

議案第33号 平成29年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号 平成29年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第35号 平成29年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第36号 平成29年度士幌町農業共済事業特別会計予算
議案第37号 平成29年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第9号

士幌町農業共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案

士幌町農業共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(士幌町農業共済条例及び士幌町農業災害補償基金条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 士幌町農業共済条例（平成14年条例第11号）
- (2) 士幌町農業災害補償基金条例（昭和56年条例第1号）

(報酬に関する条例の一部改正)

第2条 報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表農業共済事業運営協議会及び損害評価会の項を削る。

(士幌町課設置条例の一部改正)

第3条 士幌町課設置条例（平成15年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条産業振興課の項中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とする。

第4条 士幌町課設置条例の一部を次のように改正する。

第2条産業振興課の項中第8号及び第9号を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (4) 十勝農業共済組合

第4条中「給料」の次に「、管理職手当」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条第1号の規定 平成29年3月31日

(2) 第3条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条第2号、第2条及び第4条の規定 平成30年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の士幌町農業共済条例（以下「条例」という。）に基づいて存する平成29年産麦についての農作物共済に係る共済関係については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に条例に基づいて存する家畜共済に係る共済関係については、平成29年3月31日において、なおその効力を有する。
- 4 附則第1項第1号の規定にかかわらず、現に条例に基づいて存する特別会計に属する債権及び債務は、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第1号の規定にかかわらず、現に条例第149条第1号及び第4号の規定は、平成30年3月31日までなおその効力を有する。

説 明

平成29年1月27日に調印した十勝管内農業共済組織再編確認書に基づき、士幌町が農業共済事業を廃止するため、関係条例を整備するものである。

議案第10号

士幌町児童館条例を廃止する条例案

士幌町児童館条例を廃止する条例

士幌町児童館条例（昭和52年条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

下居辺児童館施設の廃止に伴い、条例を廃止するものである。

議案第11号

士幌町小規模企業振興基本条例案

士幌町小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念その他の基本となる事項を定めるとともに、士幌町（以下「町」という。）の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であつて、町内に事務所を有するものをいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業者の成長発展及びその事業の持続的発展が図られることを旨として行われなければならない。

- 2 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力の促進を基本として行われなければならない。
- 3 小規模企業の振興は、小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に行われなければならない。
- 4 小規模企業の振興は、町、国、北海道、小規模企業者、商工会等が連携するとともに、町民が協力することを基本として行われなければならない。
- 5 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源の確保が困難であることに鑑み、その経営の規模及び形態に応じ、十分な配慮がなされることを基本として行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(小規模企業者の役割)

第5条 小規模企業者は、基本理念に基づき、主体的に経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、他の小規模企業者又は町内の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

3 小規模企業者は、商工会の加入に努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念に基づき、小規模企業者の経営の向上及び改善に資するため、相互に連携を図りながら協力することにより、小規模企業者に対して積極的な支援を行うよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第7条 金融機関は、基本理念に基づき、小規模企業者の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 町は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

(2) 小規模企業の振興に関し、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町は、第1項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、小規模企業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

5 第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(町が行う基本的施策)

第9条 町は、小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 小規模企業者の経営基盤の強化及び企業基盤を町内に維持しつつ行う新たな事業展開への支援に関すること。

- (2) 小規模企業者の事業継承及び創業促進に関すること。
- (3) 小規模企業者の人材の確保及び育成のための雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上に関すること。
- (4) 小規模企業者と小規模企業者以外の者との連携促進に関すること。
- (5) 小規模企業者に対する資金の円滑な供給のための融資制度及び信用補完事業の充実にに関すること。
- (6) 小規模企業者に関する調査及び情報の収集、提供等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する必要な事項
(財政上の措置)

第10条 町は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定しようとするものである。

議案第12号

士幌町町税条例等の一部を改正する条例案

士幌町町税条例等の一部を改正する条例

(士幌町町税条例の一部改正)

第1条 士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「において給与」の次に「又は公的年金等」を加え、「、前年中において」を「前年中において」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 士幌町町税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「2輪」を「二輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「 ）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、

同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「、法第443条第1項」を「法第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみ

なして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき

事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの // 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 // 6,900円

自家用 // 10,800円

貨物用のもの

営業用 // 3,800円

自家用 // 5,000円

専ら雪上を走行するもの // 3,600円」を

「(ア)二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ)三輪のもの 年額 3,900円

(ウ)四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」に改め、同号イ中
「農耕作業用のもの 〃 2,000円
その他のもの 〃 5,900円」を
「(ア)農耕作業用のもの 年額 2,000円
(イ)その他のもの 年額 5,900円」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を
「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車
税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の
4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中
「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号
の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に
改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第
2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認
める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自
動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車
税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「報告」
を「申告」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽
自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別
割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、町長が必要と認め
るもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この
項」に、「提出しなければ」を「、提出しなければ」に改め、同条第3項中「軽自
動車税」を「種別割」に、「当該軽自動車等」を「、当該軽自動車等」に、「第89
条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種
別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「但し書」を「ただし書」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「課さない」を「課されない」に改め、同条第7項中「若しくは」を「、若しくは」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税・減免の特例)

第15条の3 町長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を課さないこととする自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(土幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 土幌町町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「3輪」を「三輪」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「土幌町町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	土幌町町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第7号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	
		3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a	
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b	
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

(士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 士幌町町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第19条第3号の項中、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中士幌町町税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定及び同条例附則第7条の3の2第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の士幌町町税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の士幌町町税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第13号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第8条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「がない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改める。

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの
の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間

にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の職員の給与に関する条例第7条第3項及び第8条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職

員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは、「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、条例を改正するものである。

議案第14号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第13条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第15号

士幌町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例案

士幌町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例

士幌町居宅介護支援事業所設置条例（平成12年条例第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第7条第18項」を「法第8条第24項」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

介護保険法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第16号

士幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町地域包括支援センター設置条例（平成21年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の45第2項」を「第115条の46第2項」に改める。

第4条を次のように改める。

（士幌町地域包括支援センター運営協議会）

第4条 支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他支援センターの円滑な運営を図るため、士幌町地域包括支援センター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会の委員は9人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険サービス事業者及び関係団体を代表する者
- (2) 利用者、被保険者等を代表する者
- (3) 学識経験者等

第5条第1号中「第115条の44第1項第2号から第5号まで」を「第115条の46第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

介護保険法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第17号

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第2条第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第4号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。」を「士幌町地域包括支援センター設置条例（平成21年条例第16号）第4条」に改める。

第3条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。）その他これに準ずる者 1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

介護保険法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第18号

士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例

士幌町個人情報保護条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業者等の義務及び指導（第34条—第35条）」を「第5章 事業者等の義務（第34条・第35条）」に、

「第8章 罰則（第41条—第44条）」を 「第8章 罰則（第41条—第44条）
附則」に改める。

第2条第1号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第29条の2において同じ。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項中「思想、信条、宗教その他基本的人権を損なうおそれのある個人情

報の保管等」を「要配慮個人情報の収集、保管及び利用」に改める。

第15条中「当該個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第25条第1項ただし書を削り、同条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改め、同条第3項中「利用停止」を「利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)」に改める。

第29条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

「第5章 事業者等の義務及び指導」を「第5章 事業者等の義務」に改める。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第38条第2項中「、削除又は目的外利用等の中止」を「又は利用停止」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第5章 事業者等の義務及び指導（第34条—第35条）」を「第5章 事業者等の義務（第34条・第35条）」に改める部分を除く。）、第25条の改正規定（同条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める部分を除く。）及び第38条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 2 士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改める。

説 明

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第19号

士幌町情報公開条例の一部を改正する条例案

士幌町情報公開条例の一部を改正する条例

士幌町情報公開条例（平成12年条例第125号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改める。

附 則

この条例は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効率的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

説 明

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効率的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を改正するものである。

議案第20号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

説 明

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものである。

議案第 21 号

士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案

士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例

士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(4) その他町の農業振興のために必要な事業

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

対象事業の追加により基金の有効利用を図るため、条例を改正するものである。

議案第22号

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第4節 運営に関する基準（第52条―第61条） を

」

「

第4節 運営に関する基準（第52条―第61条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本指針（第61条の2）

第2節 人員に関する基準（第61条の3・第61条の4）

第3節 設備に関する基準（第61条の5）

第4節 運営に関する基準（第61条の6―第61条の20） に

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第61条の21・第61条の22）

第2款 人員に関する基準（第61条の23・第61条の24）

第3款 設備に関する基準（第61条の25・第61条の26）

第4款 運営に関する基準（第61条の27・第61条の38）

」

改める。

第8条第2項中「サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）」を「サービス提供責任者（北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関

する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）に改め、同条第4項中「指定居宅サービス等基準第5条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項」に、「指定居宅サービス等基準第60条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第65条第1項」に改め、「及び第34条第2項」を削り、同条第5項第1号中「指定居宅サービス等基準第121条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第148条第1項」に改め、同条同項第2号中「指定居宅サービス等基準第142条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第190条第1項」に改め、同条同項第3号中「指定居宅サービス等基準第174条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第217条第1項」に改め、同条第12項中「指定居宅サービス等基準第60条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第65条第1項」に、「指定居宅サービス等基準第59条」を「指定居宅サービス等基準条例第64条」に、「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」を「指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア」に、「同条第5項の規定により同条第1項第1号イ」を「北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第27号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第18条第4項の規定により同号ア」に改める。

第16条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第69条において同じ。」を「北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年北海道条例第92号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第61条の6、第61条の28及び第61条の29において同じ。」に改める。

第18条及び第19条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第32条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「従業者」に、「この章」を「この節」に改める。

第33条第2号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「従業者」に改める。

第50条中「、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第85条第1項において同じ。）」を「、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）」に改める。

第53条第1号及び第3号中「次条第1項に規定する」を削り、同条第6号中「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号」を「指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号」に改める。

第56条第1項中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」に、「この章」を「この節」に改める。

第57条第2項中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」に改める。

第61条中「指定夜間対応型訪問介護」を「夜間対応型訪問介護」に、「、第35条第1項、第36条及び第37条」を「、第35条及び第36条」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第61条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第61条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節まで

において「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして町が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第61条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第61条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の実地実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第61条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそ

れぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第61条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第61条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係

る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第61条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第61条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第61条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を

立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第61条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型

通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第61条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第61条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第61条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第61条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選

扱に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第61条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第61条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧

に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第61条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第61条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）につ

いて利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第61条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(緊急時対応医療機関)

第61条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 療養通所介護計画
 - (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

- (3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第30条に規定する町への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (準用)

第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。

第62条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第63条第4項中「指定地域密着型介護予防サービスに係る」を削る。

第67条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第69条及び第70条を次のように改める。

第69条及び第70条 削除

第71条第2項中「事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び供用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第72条第3号中「次条第1項に規定する」を削る。

第73条第1項中「及び次条」を削る。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第75条第2号中「認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改め、同条第4号中「第77条において同じ。」を削る。

第76条から第80条までを次のように改める。

第76条から第80条まで 削除

第81条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第61条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第82条中「及び第55条」を「、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18まで」に改め、「同項、第36条及び第37条中」を削り、「読み替えるものとする。」を「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。」に改める。

第84条第12項中「第1項」を削る。

第85条第3項中「、第194条第2項」を削る。

第89条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第95条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条」を「指定居宅介護支援等基

準条例第16条」に改める。

第102条第2号及び第104条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改める。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第109条第2項第8号中「第107条第2項」を「次条において準用する第61条の17第2項」に改める。

第110条を次のように改める。

(準用)

第110条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第111条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第112条第1項中「当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該事業所」に改める。

第115条第3項中「第5条第10項に規定する共同生活介護、同法第5条第16項に規定する共同生活援助、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業」を

「第5条第15項に規定する共同生活援助」に、「共同生活介護等」を「共同生活援助等」に改める。

第129条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第130条を次のように改める。

(準用)

第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条及び第106条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従事者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第131条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第134条第4項第4号中「介護居室」を「居室」に改める。

第135条第1項、第148条第1項及び同条第2項中「地域密着型特定施設従業者」を「従業者」に改める。

第150条第2項第8号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第151条を次のように改める。

(準用)

第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項ま

で及び第101条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第153条第3項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条」を「北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第97号）第44条」に、同条第12項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項」を「北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項」に、同条第13項中「指定居宅サービス等基準第93条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第100条第1項」に改め、「指定通所介護事業所をいう。」の次に「以下同じ。」を、「事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第158条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第183条第3項第1号において同じ。）を、法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第183条第3項

第1号において同じ。)を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第183条第3項第2号において同じ。)を、法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第183条第3項第2号において同じ。)を限度とする。)

第170条中「、次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設」を「、次に掲げる施設」に、同条第1号、同条第5号及び同条第7号中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「施設」に改める。

第178条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第179条中「、第74条、第78条及び第107条第1項から第4項まで」を「、第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで」に、「とあり、並びに第74条及び第78条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。」を「とあるのは「従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。」に改める。

第188条中「、次に掲げるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を「、次に掲げる施設」に、同条第1号、同条第6号及び同条第8号中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を「施設」に改める。

第191条中「、第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を「、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで」に、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第74条及び第78条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第192条中「施行規則第17条の10」を「施行規則第17条の12」に、「、指定居宅サービス等基準第59条」を「、指定居宅サービス等基準条例第64条」に改める。

第193条第1項中「（指定地域密着型介護予防条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。）」を削り、同条第10項中「、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は」を「、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（指定居宅サービス等基準条例施行規則第18条第3項の規定により同号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第8条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は」に改める。

第203条第2項第10号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第204条中「、第74条、第76条、第79条」を「、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17」に、「及び第102条から第108条まで」を「、第102条から第106条まで及び第108条」に、「、同項、第36条及び第37条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条及び第76条中「認知症対応型通所介護

従業者」とあり、並びに第91条、第99条、第102条第2号及び第104条第1項中」を「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第91条、第99条中」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、この条例の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から改正後の第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、改正後の第88条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、所要の規定整備をするため、条例を改正するものである。

議案第23号

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第11条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第81条において同じ」を削り、「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第13条第2項第1号ア中「、当該利用申込者又はその家族の」を「、受信者の」に改める。

第17条第2項中「法第8条の2第18項に規定する介護予防支援をいう。」を削る。

第18条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第4号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号」に改める。

第20条中「、法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（以下「介

「介護予防サービス計画」という。) 」を「、介護予防サービス計画」に改める。

第28条、第29条、第30条（第3項を除く）、第32条及び第35条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第41条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第41条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第42条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第46条第7項中「同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。」を「同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第12項中「第69条第3号に規定する」を削り、「第69条第3号において」を「第69条において」に改める。

第47条第1項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項」を「北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項」に、「指定居宅サービス等基準第60条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第65条第1項」に改める。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第66条第2項第8号中「第64条第2項」を「次条において準用する第41条第2項」に改める。

第67条中「及び第40条」を「から第41条まで」に改め、「第28条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項」を「第28条第2項」に、「、第30条、第34条並びに第35条第1項及び第2項」を「、第30条第3項及び第34条」に、「読み替える」を「、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第69条第2号中「、指定介護予防支援等基準第30条」を「、指定介護予防支援等基準条例第33条」に、「指定介護予防支援等基準第31条」を「指定介護予防支援等基準条例第34条」に改め、同条第3号中「作成するとともに」を「作成するとともに」に改める。

第73条第4項中「（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」及び、「（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）」を削り、「、当該指定小規模多機能型居宅介護従業者」を「、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第5号中「第90条第2号に規定する」を削る。

第76条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活事業所」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第3項中「第5条第10項に規定する共同生活介護、同法第5条第16項に規定する共同生活援助、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業」を「第5条第15項に規定する共同生活援助」に、「共同生活介護等」を「共同生活援助等」に改める。

第77条第1項中「法第7条第4項に規定する」を削る。

第87条第2項第7号中「第64条第2項」を「第41条第2項」に改める。

第88条を次のように改める。

(準用)

第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、第26条、第28条、第33条から第36条まで、第38条、第39条(第4項を除く。)、第40条、第41条(第5項を除く。)、第58条、第61条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第58条及び第61条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、この条例の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定

める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から改正後の第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、改正後の第50条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正等に
伴い、所要の規定整備をするため、条例を改正するものである。

議案第24号

士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案

士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

士幌町立幼保連携型認定こども園条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、同条に第3号として次の1号を加える。

(3) 病後児保育事業

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説 明

幼保連携型認定こども園において、病後児保育事業を実施することに伴い、条例を改正するものである。

議案第25号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

- 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額

各月初日において教育又は保育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額 (単位 円)
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 (0) <0>
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	6,000 (0) <0>
D	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、所得割課税額のある世帯	10,000 (0) <0>

備考

- 1 この表における支給認定子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。
- 2 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額は無料とする。

- ① 「母子世帯等」…女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子の世帯
 - ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者
 - ③ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、町長が認めた世帯
- 3 支給認定子どもの区分に係る利用者負担額の適用は、次に掲げるとおりとする。
- ① 第1子の子ども 利用者負担の月額欄の上段の額
 - ② 第2子の子ども 利用者負担の月額欄の中段（ ）内の額
 - ③ 第3子以降の子ども 利用者負担の月額欄の下段〈 〉内の額
- 4 月途中入退園に伴う利用者負担額については、次の算式により得た額をその支給認定子どもの利用者負担額とする。

算式1（月途中入園の支給認定子どもの場合）

この表の世帯の階層区分によって定まる支給認定子どもの利用者負担の月額
 ×その月の月途中入園日からの開園日数（20日を超える場合は20日）÷20日
 （注）10円未満の端数は切り捨てる。

算式2（月途中退園の支給認定子どもの場合）

この表の世帯の階層区分によって定まる支給認定子どもの利用者負担の月額
 ×その月の月途中退園日の前日までの開園日数（20日を超える場合は20日）÷
 20日
 （注）10円未満の端数は切り捨てる。

- 2 特定教育・保育（保育に限る。）、又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額

各月初日において保育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額 (単位 円)		
階層区分	定義	3歳未満の子ども	3歳の子ども	4歳以上の子ども
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0		0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	(0) 〈0〉		(0) 〈0〉

C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯		9,800 (0) <0>	6,620 (0) <0>		
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	12,870 (0) <0>	9,360 (0) <0>		
D2		5,000円以上 48,600円未満	14,260 (0) <0>	10,840 (0) <0>		
D3		48,600円以上 97,000円未満	17,910 (0) <0>	14,260 (0) <0>		
D4		97,000円以上 145,000円未満	19,880 (0) <0>	16,180 (0) <0>		
D5		145,000円以上 169,000円未満	25,350 (0) <0>	22,270 (0) <0>		
D6		169,000円以上 193,000円未満	30,000 (0) <0>	27,000 (0) <0>	26,000 (0) <0>	
D7		193,000円以上 217,000円未満	34,850 (0) <0>	32,190 (0) <0>	28,090 (0) <0>	
D8		217,000円以上 241,000円未満	40,000 (0) <0>	32,870 (0) <0>	28,090 (0) <0>	
D9		241,000円以上 301,000円未満	44,500 (0) <0>	32,870 (0) <0>	28,090 (0) <0>	
D10		301,000円以上 397,000円未満	56,160 (0) <0>	32,870 (0) <0>	28,090 (0) <0>	
D11		397,000円以上	61,960 (0) <0>	32,870 (0) <0>	28,090 (0) <0>	

備考

- この表における支給認定子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする

る。

2 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額は無料とする。

①「母子世帯等」…女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子の世帯

②「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者

③「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、町長が認めた世帯

3 支給認定子どもの区分に係る利用者負担額の適用は、次に掲げるとおりとする。

① 第1子の子ども 利用者負担の月額欄の上段の額

② 第2子の子ども 利用者負担の月額欄の中段（ ）内の額

③ 第3子以降の子ども 利用者負担の月額欄の下段〈 〉内の額

4 月途中入退園に伴う利用者負担額については、次の算式により得た額をその支給認定子どもの利用者負担額とする。

算式1（月途中入園の支給認定子どもの場合）

この表の世帯の階層及びその支給認定子どもの年齢の区分によって定まる支給認定子どもの利用者負担の月額×その月の月途中入園日からの開園日数（25日を超える場合は25日）÷25日

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

算式2（月途中退園の支給認定子どもの場合）

この表の世帯の階層及びその支給認定子どもの年齢の区分によって定まる支給認定子どもの利用者負担の月額×その月の月途中退園日の前日までの開園日数（25日を超える場合は25日）÷25日

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する多子世帯及び市町村民税非課税世帯への利用者負担の軽減を図ることを目的とし、条例を改正するものである。

議案第26号

へき地保育所条例の一部を改正する条例案

へき地保育所条例の一部を改正する条例

へき地保育所条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	利用者負担額（月額）
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）を除き、当該年度分市町村民税所得割課税世帯	15,000 円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説 明

へき地保育所を利用する多子世帯及び市町村民税非課税世帯への利用者負担の軽減を図ることを目的とし、条例を改正するものである。

議案第27号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 士幌町字士幌200番地27

氏 名 小 林 宏

昭和22年3月22日生

説 明

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものである。

議案第28号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌東10線193番地

氏 名 宗 原 徳 雄
昭和28年11月11日生

説 明

固定資産評価審査委員会委員の任期満了により、議会の同意を得ようとするものである。

議案第29号

平成29年度土幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度土幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第30号

平成29年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第31号

平成29年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第32号

平成29年度土幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度土幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第33号

平成29年度土幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度土幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第34号

平成29年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第35号

平成29年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第36号

平成29年度士幌町農業共済事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度士幌町農業共済事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第37号

平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。